

京都市告示第 5 5 1 号

計量法第 2 0 条第 1 項及び第 2 1 条第 1 項並びに特定計量器検定検査規則第 3 9 条の規定に基づき、次のとおり、指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行います。

平成 2 6 年 3 月 2 5 日

京都市長 門川 大作

1 定期検査を行う区域

左京区, 山科区, 下京区, 南区, 右京区及び西京区

2 検査の対象となる特定計量器

ひょう量 5 トン以上の質量計

3 定期検査の実施場所

検査の対象となる特定計量器の所在場所

4 定期検査の実施の期日

平成 2 6 年 5 月 8 日から同月 1 6 日まで。ただし, 日曜日, 土曜日を除きます。

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 京都府計量協会

(計量検査所)